

環境アセスメントの対象事業一覧(その2)

対象事業	環境影響評価法		広島県環境影響評価に関する条例	広島市環境影響評価条例
	第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)		
立て、干拓	面積 50ha超	面積 40ha～50ha	面積 25ha以上 (15ha以上 <sup>注1</sup> )	面積 25ha以上 (特別区域15ha以上)
土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha以上	面積 40ha以上 (市街化調整区域を20ha以上含む場合は20ha以上)
新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha以上	—
工業団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha以上(燃料要件 <sup>注2</sup> )	1. 面積10ha以上 2. 排ガス量4万m <sup>3</sup> N/h以上 3. 排出水量5000m <sup>3</sup> /日以上
新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	—	—
流通業務団地	面積 100ha以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha以上	面積 10ha以上
宅地の造成の事業 (「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる)	環境事業団、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団: 面積 100ha以上	環境事業団、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団: 面積 75ha～100ha	住宅団地:面積 50ha以上 (土地区画整理事業及び新住宅市街地開発事業に該当するものを除く)	住宅団地:面積 20ha以上
			工場、事業場:面積 50ha以上(燃料要件 <sup>注2</sup> )	工場、事業場: 1. 面積(10ha以上) 2. 排ガス量(4万m <sup>3</sup> N/h以上) 3. 排出水量(5000m <sup>3</sup> /日以上)
港湾計画 (港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる)	埋立・掘込面積の合計300ha以上		埋立・掘込面積の合計 150ha以上	—
下水道終末処理場の新設又は増設	—	—	計画処理人口 10万人以上	計画処理人口 10万人以上
複合開発事業	—	—	面積50ha以上	—
レクリエーション施設の新設又は増設	レクリエーション施設	—	面積50ha以上	都市公園又は第二種特定工作物:新設(面積20ha以上)
	ゴルフ場	—	面積20ha以上	新設(面積5ha以上)又は増設(5ha以上)
	スキー場	—	面積20ha以上	—
土地採取事業	—	—	岩石採取場区域の面積 20ha以上	新設(20ha以上)又は増設(20ha以上)
大規模建築物の新築の事業	—	—	—	建築物の高さ100m以上かつ延べ面積10万㎡以上
墓地又は墓園の新設の事業	—	—	—	面積20ha以上
複合用地の造成事業	—	—	—	面積20ha以上(工場、流通系を含む場合は10ha以上)

(注)1.重要港湾区域内の埋立であって、藻場・干潟等の野生動物の生息上重要な場等が埋立区域内に存在する場合等が該当  
2.燃料使用量が1時間あたり15kL以上又は1日の排水量が1立方メートル以上が該当